

【別紙3】

個人情報に関する特記事項

(定義)

第1条 本業務において、苓北町の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）とは、苓北町が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が苓北町に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2条 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「苓北町個人情報保護条例」を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ苓北町の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき苓北町に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、第3条第1項ただし書きにより苓北町が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3条第1項ただし書きにより、苓北町が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3条第1項ただし書きにより苓北町が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、苓北町から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、苓北町の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第7条 受託者は、苓北町から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保

管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

(荅北町の検査監督権)

第8条 荅北町は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の現地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、荅北町から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を処理するため荅北町から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに荅北町に返還しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第10条 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

2 第3条第1項ただし書きにより荅北町が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め荅北町に報告しなければならない。

(事故発生の通知)

第11条 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を荅北町に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに荅北町に報告し、荅北町の指示に従わなければならない。

(荅北町の解除権)

第12条 荅北町は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

(疑義についての協議)

第13条 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。